第4章 特別調查

(事業所規模1~4人)

第4章 特別調査(事業所規模1~4人)

1 特別調査の中止

特別調査については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、例年と同様の調査方法により調査を 実施することは困難であることから、令和2年については中止となった。

なお、代替調査として、厚生労働省が、郵送・インターネットにより「小規模事業所勤労統計調査」 を実施した。

2 小規模事業所勤労統計調査の概要

・調査の目的

令和2年においては中止となった特別調査の代替措置として、常用労働者を5人未満雇用する事業所における雇用、給与および労働時間の状況を把握することを目的とする。

· 基準期日 · 期間

令和2年9月30日現在(令和2年9月分給与および令和元年10月~令和2年9月賞与等)

•調查期間

令和2年10月1日~10月31日

• 調查対象

令和元年特別調査の回答事業所のうち、住所を把握している全事業所(全国約20,000事業所)

・調査事項・集計事項

特別調査と同じ

・系統・手法

以下の系統により、郵送・オンライン調査を実施する。

配付:厚生労働省-民間事業者-報告者(郵送により配付)

回収:報告者-厚生労働省(郵送またはオンラインにより回収)

公表

令和3年4月28日

※小規模事業所勤労統計調査の詳細、結果については、厚生労働省のホームページに掲載されている。 (URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/169-1.html)

